

# 麻しんの届出基準

○麻しんは、全数把握の五類感染症です。届出基準に合致する麻しん症例は、感染症法第12条第1項の規定による届出を**直ち**に行う必要があります。

## 届出基準

診察あるいは検案した医師の判断により、症状や所見から麻しんが疑われ、かつ、下記の届出に必要な要件を満たすと診断したもの（患者、感染症死亡者の死体）

### 【届出のために必要な要件】

ア 麻しん（検査診断例）

届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

イ 麻しん（臨床診断例）

届出に必要な臨床症状の3つすべてを満たすもの。

ウ 修飾麻しん（検査診断例）

届出に必要な臨床症状の1つすべてを満たし、かつ、届出に必要な病原体診断のいずれかを満たすもの。

### 【届出に必要な臨床症状】

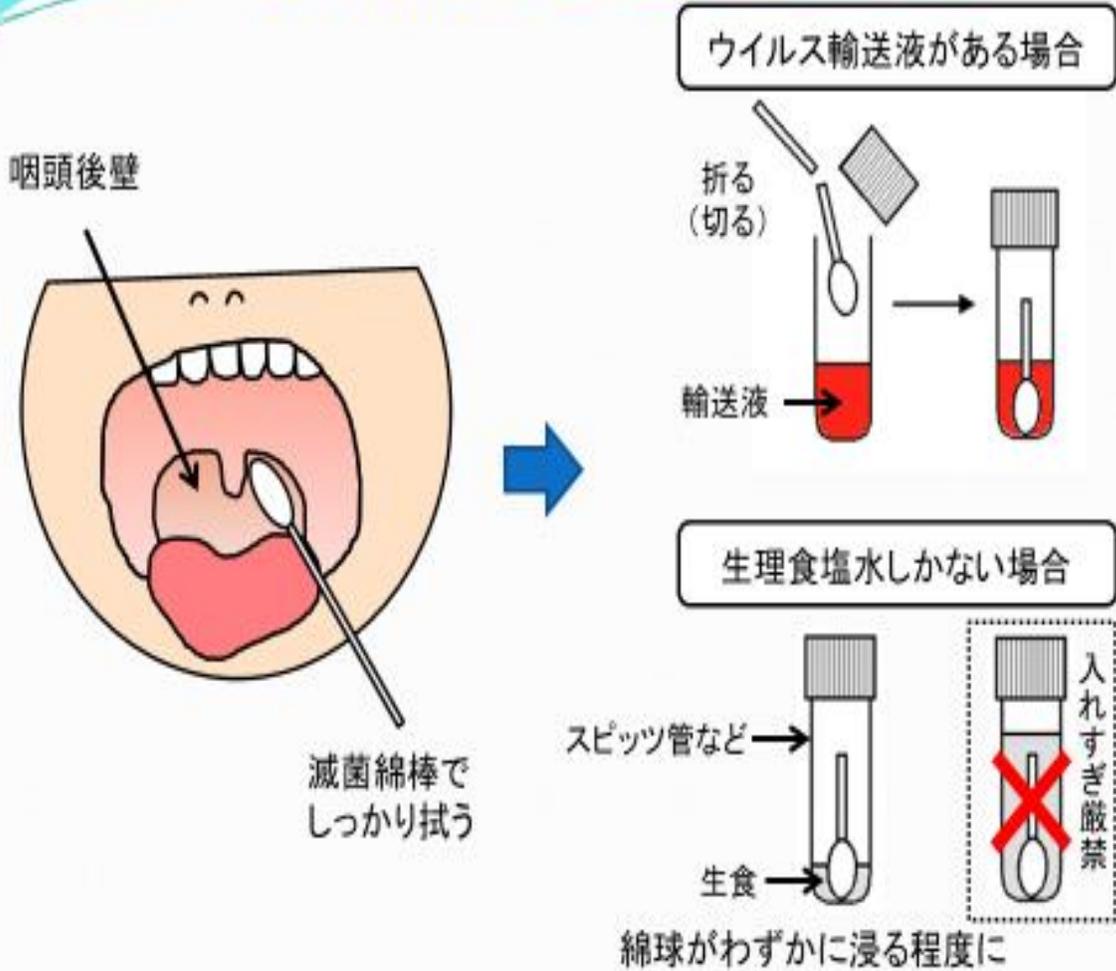
- ア 麻しんに特徴的な発疹
- イ 発熱
- ウ 咳嗽、鼻汁、結膜充血などのカタル症状

### 【届出に必要な病原体診断】

- 検査材料：咽頭拭い液、血液、髄液、尿
  - ・分離・同定による病原体の検出 咽頭拭い液、血液、髄液、尿
  - ・検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出
- 検査材料：血清
  - ・抗体の検出（IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇）

**麻しんを疑う症例は、原則として全例検査診断を行います。**  
**麻しんを疑う場合は、事前に保健所へご連絡ください。**  
**また、検体採取にご協力ください。**

## 検体採取(咽頭拭い液)



## 検体採取(全血及び尿)

全血

抗凝固剤 : EDTA等(ヘパリン以外)

容 量 : 3~5 mL



尿

容 量 : 10 mL程度



検体採取にご協力をお願いします

※岡山県環境保健センター木田部長作成資料より抜粋

麻しん風しんを疑う際、保健所への検体提出は

①咽頭拭い液 ②全血 ③尿の3点セットが基本

# 岡山市における麻疹届出における有症状割合 (国内非流行期 平成23年～令和4年)

届出に必要な臨床症状	総数	陽性	陰性
3つ	20人	4人 (20%)	16人 (80%)
2つ以下	13人	0人 (0%)	13人 (100%)

症状2つ以下の症状であれば、当市では陽性者なし  
⇒届出に必要な臨床症状、国内流行状況、  
麻疹感染者との接触エピソード等にて診断後、  
検査について保健所にご相談ください。